

蕪崎市上水道設置に伴う新規加入について

1 量水器口径による基準栓数（受水槽）

- ・口径に応じての栓数の基準（表1）があります。
- ・栓数基準を超えて栓数を設けることは可能ですが、給水装置工事認可申込書の提出時に、**念書を添付**していただく必要があります。
- ・必要に応じて、水量計算（表2）により口径を算定いたします。
- ・3階以上の建物の場合は、受水槽を設置いただきます。

表1 栓数基準表	量水器	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm
	水栓数	1~6 栓	7~10 栓	11~15 栓	16~35 栓	36~50 栓

表2 水量計算表	給水口径	13mm	20mm	25mm
	標準流量	15~17ℓ	35~40ℓ	60~65ℓ

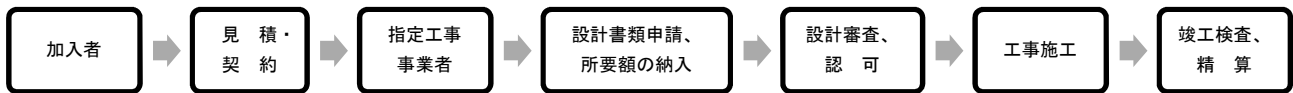
2 加入金等所用経費（新設の場合） 【令和元年10月1日～】

消費税率の8%から10%の引き上げに伴い、つぎのとおり加入金を改定させていただきます。
今回の改定は、消費税等の税率改正に伴うものであり、料金単価の改定ではありません。

口径	加入金（内消費税）	設計審査料	竣工検査料	新設手数料	合計
13mm	110,000円（10,000円）	4,600円	9,800円	22,600円	147,000円
20mm	220,000円（20,000円）	4,600円	9,800円	22,600円	257,000円
25mm	330,000円（30,000円）	4,600円	9,800円	22,600円	367,000円
40mm	880,000円（80,000円）	4,600円	9,800円	22,600円	917,000円
50mm	1,320,000円（120,000円）	4,600円	9,800円	22,600円	1,357,000円
75mm	2,970,000円（270,000円）	4,600円	9,800円	22,600円	3,007,000円

- 同一敷地内のアパートまたは分譲住宅内等の場合、竣工検査手数料は2軒以降**3,600円**となります。
- 再検査手数料は1件につき**4,200円**、同一敷地内のアパートまたは分譲住宅内等の場合2軒目以降**3,600円**となります。

3 加入金手続きの流れ（市の指定工事業者が代行）



4 留意点

- 加入金は、他の土地に付け替えはできません。（水道需要者の負担の公平を確保するとともに、水道財政基盤の強化を図ることを目的として、水道利用に際し、その土地に付随した一時金として負担していただくものです。）
- 所有権変更（売買等）、給水の開栓・閉栓の手数料はそれぞれ**600円**かかります。
- 水道加入権は廃止届を出されていない限り、所有権変更ができます。（詳細については、お問い合わせください。）

5 問い合わせ・連絡先

蕪崎市上下水道課 TEL 0551-22-1111 水道工務担当（内線 619）／ 水道管理担当（内線 617）
〒407-8501 蕪崎市水神一丁目3番1号 mail : suidou@city.nirasaki.lg.jp